

④ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
⑤ 掲示、⑥ 秘密保持等、⑧ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、
⑨ 苦情処理、⑩ 損害賠償、⑪ 会計の区分、⑫ 記録の整備
 - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
① 管理者の責務
 - ・ 通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
② 勤務体制の確保等、④ 非常災害対策
 - ・ 通所リハビリテーションのサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
③ 衛生管理
- は、短期入所療養介護について準用する。

10 痴呆対応型共同生活介護

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる痴呆対応型共同生活介護（以下「指定痴呆対応型共同生活介護」という。）の事業者は、要介護者であって痴呆の状態にあるものについて、その共同生活を営む住居（以下「共同生活住居」という。）において、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- ・ 事業者は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 従業者

- ① 当直時間を除き利用者3人に対して1人の割合で介護職員を配置すること。
（うち1名常勤）
- ② この他、当直時間帯は常時1名の職員を配置すること。（併設施設との兼務可）

(2) 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

- ① 当該事業所の介護職員との兼務可
- ② 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

(3) 事業単位

5人から9人を1事業単位とする。

3. 設備に関する基準

原則として、事業単位毎に利用者の処遇に必要な以下の設備を確保すること。

- ① 居室
個室とする。(処遇に必要な場合は2人部屋も可)
- ② 居間(兼食堂)、台所
- ③ 浴室
- ④ その他日常生活上必要な設備

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 入退居

<対象者>

- ・ 指定痴呆対応型共同生活介護は、要介護者であって痴呆の状態にあるもの(当該痴呆に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該痴呆に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- ・ 事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が痴呆の状態にある者であることの確認をしなければならない。

<サービス提供困難時の対応>

事業者は、入居申込者が入院加療を要する等自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、速やかに適切な他の指定痴呆対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

<心身の状況等の把握>

事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

<退居時の援助>

事業者は、入居者の退居の際には、入居者及び家族の希望を踏まえ、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

<居宅介護支援事業者等との連携>

事業者は、入居者の退居に際しては、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供並びに保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

② 入退居の記録の記載

事業者は、入居者の被保険者証の備考欄に、入居及び退居の年月日並びに入居している共同生活住居の名称を記載しなければならない。

③ 利用料等の徴収

- ・ 事業者は、法定代理受領サービスたる指定痴呆対応型共同生活介護を提供した際は、利用料として法第41条第4項第2号に規定する費用の額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・ 事業者は、指定痴呆対応型共同生活介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定痴呆対応型共同生活介護に係る法第41条第4項第2号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。
- ・ 事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。
 - 一 食材料費
 - 二 理美容代、おむつ代その他痴呆対応型共同生活介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- ・ 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

④ 痴呆対応型共同生活介護の取扱方針

- ・ 指定痴呆対応型共同生活介護は、入居者の痴呆の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- ・ 指定痴呆対応型共同生活介護は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- ・ 指定痴呆対応型共同生活介護は、痴呆対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- ・ 共同生活住居における従業者は、指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ・ 事業者は、指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たっては、入居者本人や他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

⑤ 痴呆対応型共同生活介護計画の作成

- ・ 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した痴呆対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

- ・ 管理者は、それぞれの入居者に応じた痴呆対応型共同生活介護計画を作成し、入居者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
 - ・ 痴呆対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努めなければならない。
 - ・ 管理者は、痴呆対応型共同生活介護計画作成後においても、指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たる他の従業者及び入居者が痴呆対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、痴呆対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて痴呆対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
- ⑥ 介護等
- ・ 介護の提供に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行わなければならない。
 - ・ 事業者は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における従業者以外の者による介護の提供を受けさせてはならない。
 - ・ 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。
- ⑦ 社会生活上の便宜の提供等
- ・ 事業者は、入居者の趣味・嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。
 - ・ 事業者は、日常生活上必要な行政機関における諸手続等について、入居者及びその家族が行うことが困難な場合は、入居者の同意の下でその代行事務等を行わなければならない。
 - ・ 事業者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- ⑧ 準用
- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑭保険給付の償還請求のための証書書の交付、⑮利用者に関する市町村への通知
 - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ④緊急等時の対応
- は、痴呆対応型共同生活介護について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 管理者による管理

管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所又は施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合には、この限りでない。

② 運営規程

事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居者の定員
- 四 指定痴呆対応型共同生活介護及びこれに関連して行われるその他のサービスの内容、利用料及びその他の費用の額
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他事業の運営に関する重要事項

③ 勤務体制の確保等

- ・ 事業者は、入居者に対し、適切な指定痴呆対応型共同生活介護を提供できるように、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ・ 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
- ・ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

④ 定員の遵守

事業者は、指定を受けた入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑤ 協力医療機関等

- ・ 事業者は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- ・ 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- ・ 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携・支援体制を整えなければならない。

⑥ 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

- ・ 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- ・ 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

⑦ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
⑤ 掲示、⑥ 秘密保持等、⑦ 広告、⑨ 苦情処理、⑩ 損害賠償、⑪ 会計の区分、
⑫ 記録の整備
 - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
① 管理者の責務
 - ・ 通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
④ 非常災害対策、⑤ 衛生管理
 - ・ 短期入所生活介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
③ 地域等との連携
- は、痴呆対応型共同生活介護について準用する。

1.1 特定施設入所者生活介護

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる特定施設入所者生活介護（以下「指定特定施設入所者生活介護」という。）は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入所者が要介護状態等となった場合でも、当該指定特定施設において、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- ・ 事業者は、入所者の意思と人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供とともに、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
- ・ 事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員配置基準

(1) 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

- ① 当該事業所の常勤の生活相談員、介護・看護職員、機能訓練指導員又は計画作成担当者との兼務可
- ② 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

(2) 生活相談員（常勤）

要支援者数÷要介護者数：職員数＝100：1以上

(3) 介護職員

(4) 看護職員

上記(3)、(4)の配置

- ・ 主として要介護者等の介護に従事するものとする。

- ① 要支援者数：職員数（②の職員数を除く）＝10：1以上
- ② 要介護者数：職員数（①の職員数を除く）＝3：1以上

- ・看護職員 1人以上の常勤配置（要介護者30人までは1人、要介護者が30人を超える場合50又はその端数を増すごとに1人）
- ・介護職員 1人以上の常勤配置、かつ、夜勤を含め常時1人以上配置

要介護者がいない場合には、

- ・介護職員又は看護職員のいずれかの1人以上の常勤配置で可
- ・介護職員の夜勤は任意

(5) 機能訓練指導員 1人以上（兼務可）

日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者とする。こと。

(6) 計画作成担当者 1人以上

- ・100又はその端数を増すごとに1を標準、他の業務との兼務可
- ・介護支援専門員その他適当な者（処遇計画等の作成に関し経験のある生活相談員等）とする。こと

3. 設備に関する基準

(1) 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、事故・災害に対応するための設備を十分設けること。

(2) 設備

一時介護室、機能訓練室、浴室、食堂、便所を設けること。

※ 施行の際、特別養護老人ホーム等に併設している小規模の有料老人ホームであって、浴室及び食堂の共用が認められているものについては、なお従前の例による。

(3) 専ら介護を行うための居室を設ける場合の基準

- ① 個室又は4人以下。
- ② プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること
- ③ 地階に設けてはならない。
- ④ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設ける。

(4) 一時的に介護を行うための室（一時介護室）

介護を行える適当な広さであること
ただし、他の居室を利用する場合は設けないことができる。

(5) 浴室の基準

身体の不自由な方に適したものとすること。

(6) 便所の基準

居室のある階ごとに設置すること、非常用設備を設置すること。

- (7) 食堂の基準
機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (8) 機能訓練室の基準
機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
ただし、他に機能訓練を行うのに適当な広さの場所が確保できる場合は設けないことができる。
- (9) その他
車椅子での移動が可能な空間と構造を確保すること。

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 内容、手続の説明及び契約の締結等

- ・ 事業者は、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額（改定の方法を含む。）その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及びサービス提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- ・ 事業者は、入所及びサービス提供に関する契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- ・ 要介護状態になった入所者について、より適切な介護サービスを提供するため当該入所者を専ら介護を行うための居室又は一時介護室に移して介護を行う事業者にあつては、居室を移すに際して本人の意思を確認するなど適切な手続を契約上明らかにしておかなければならない。

② 指定特定施設入所者生活介護の提供の開始等

<提供拒否の禁止>

事業者は、正当な理由なく入所者に対する指定特定施設入所者生活介護の提供を拒んではならない。

<外部サービスの利用>

事業者は、入所者が指定特定施設入所者生活介護に代えて当該事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

<サービス提供困難時の対応>

事業者は、入所申込者又は入所者（以下「入所者等」という。）が入院加療を要する者等自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合には、速やかに適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

<心身の状況等の把握>

事業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供の開始に際しては、入所者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

- ③ 法定代理受領サービスを受けるための入所者の同意
事業者は、指定特定施設入所者生活介護を法定代理受領サービス（法第41条第6項（法第53条第4項により準用する場合を含む。）の規定により居宅介護サービス費及び居宅支援サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅サービス費及び居宅支援サービス費に係る指定居宅サービスを言う。以下同じ。）として提供するためには、入所者の同意がその条件であることを入所者に説明し、その意思を確認しなければならない。
- ④ サービス提供の記録の記載
事業者は、入所者の被保険者証の備考欄に、指定特定施設入所者介護の開始日及び終了日並びに入所している指定特定施設（指定特定施設入所者生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。）の名称を記載しなければならない。
- ⑤ 利用料の徴収
- ・ 事業者は、法定代理受領サービスたる指定特定施設入所者生活介護を提供した際には、利用料として、当該指定特定施設入所者生活介護について法第41条第4項第2号又は法第53条第2項第2号に規定する費用の額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
 - ・ 事業者は、指定特定施設入所者生活介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定特定施設入所者生活介護に係る法第41条第4項第2号又は法第53条第2項第2号に規定する費用の額の間、不合理な差異を設けてはならない。
 - ・ 事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入所者から受けることができる。
 - 一 入所者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - 二 おむつ代その他特定施設入所者生活介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
 - ・ 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及びその費用の額に関して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
- ⑥ 特定施設サービス計画の作成
- ・ 管理者は、介護支援専門員又は介護サービス計画の作成に関し知識経験を有する者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - ・ 前項により特定施設サービス計画に関する業務を担当する者（以下「計画作成担当者」という。）は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が

自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- ・ 計画作成担当者は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定特定施設入所者生活介護の提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- ・ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得なければならない。
- ・ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

⑦ 指定特定施設入所者生活介護の提供の取扱い方針

- ・ 指定特定施設入所者生活介護は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等入所者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- ・ 指定特定施設の従業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。
- ・ 指定特定施設の従業者は指定特定施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行わなければならない。
- ・ 事業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者本人や他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定特定施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

⑧ 介護

- ・ 介護の提供に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- ・ 事業者は、自ら入浴が困難な入所者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ又は清拭しなければならない。
- ・ 事業者は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、入所者の排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- ・ 事業者は、上記のほか、入所者に対し、食事、褥床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

⑨ 健康管理

指定特定施設の看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

⑩ 相談・援助

事業者は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、入所者の社会生活に必要な支援を行う。

⑪ 入所者の家族との連携等

事業者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

⑫ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑭保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑮利用者に関する市町村への通知
 - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準中、
④緊急時等の対応
 - ・ 短期入所生活介護のサービスの取扱いに関する基準中、
⑧機能訓練
- は、特定施設入所者生活介護について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入所者の定員及び居室数
- 四 指定特定施設入所者生活介護の内容、利用料及びその他の費用の額
- 五 介護を行うために居室を移す場合はその条件及び手続
- 六 施設利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

② 勤務体制の確保等

- ・ 事業者は、入所者に対し、適切な指定特定施設入所者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ・ 事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- ・ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

③ 協力医療機関

- ・ 事業者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- ・ 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

④ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
⑤ 掲示、⑥ 秘密保持等、⑦ 広告、⑧ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨ 苦情処理、⑩ 損害賠償、⑪ 会計の区分、⑫ 記録の整備
 - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
① 管理者の責務
 - ・ 通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
④ 非常災害対策、⑤ 衛生管理
 - ・ 短期入所生活介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
③ 地域等との連携
- は、短期入所療養介護について準用する。

1.2 福祉用具貸与

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定福祉用具貸与の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 従業者

福祉用具に関する専門的知識を有する者（介護福祉士、義肢装具士、保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護婦、准看護師、理学療法士、作業療法士、若しくは社会福祉士の資格を有する者若しくは訪問介護員養成研修1級課程若しくは2級課程を修了した者又は厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者）を常勤換算で2名以上配置すること。